国家安全保障戦略について

2023年1月29日

前半担当（１～17頁）

飯島　滋明（名古屋学院大学。
憲法学・平和学）

【１】「国家安全保障戦略」の変容

・「国防の基本方針」（1957年）
　海外での活動は想定せず（1960年安保国会での政府答弁）

↓

・「国家安全保障戦略」（2013年）
「積極的平和主義」に基づく海外派兵法制の制定
　敵基地攻撃能力は保有せず。対象は外交・防衛

↓

・「国家安全保障戦略」（2022年）
　敵基地攻撃能力の保有
　対象が外交・防衛だけでなく「経済安保、技術、情報等の分野」にも拡大

【２】「安保3文書」の憲法的検討
改憲・壊憲ウオッチ23「安保3文書と憲法」
（「戦争をさせない1000人委員会HP」から）

（１）世界中での自衛隊の武力行使を容認する「安保法制」を前提とする「安保3文書」は、「武力の行使」「戦争」を禁ずる憲法9条1項に違反します。

（２）「敵基地攻撃能力の保有」は、歴代の政府見解でも憲法で保有を禁じられた「戦力」に該当し、憲法9条2項に違反します。

（３）自衛隊配備や強化、とりわけ南西諸島での自衛隊配備・強化は、自衛隊員、基地周辺の市民、医療関係者等の生命や身体等を危険にさらすため、「戦争や軍隊により生命や身体、健康を奪われたり脅かされない権利」である「平和的生存権」（憲法前文等）侵害の危険性があります。

（４）「戦争できる国づくり」のため軍事的合理性を優先する「安保3文書」は、憲法の平和主義から正当化できません。

（５）「戦争できる国づくり」のため、自治体をさらに管理下に置くことも目指す「安保3文書」は、「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」の実現にとっても重要な「地方自治」の保障（憲法第8章）を一層、空洞化する危険性があります。

（６）平和的外交手段を追求せずに「軍事力」を背景にした「外交」は、「国際協調主義」（憲法前文）から正当化できません。

（７）軍事的合理性から学問や経済を国の統制下に置こうとする「安保3文書」は、「学問の自由」（憲法23条）、「財産権」（憲法29条）等を侵害する危険性があります。

（８）「自己中心的」主張が多い「安保3文書」は、「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」（憲法前文）とは相容れません。

（９）「軍事費大増額」は「幸福追求権」（憲法13条）、「生存権」（憲法25条）、「教育を受ける権利」（憲法26条）を保障する政策を困難にする危険性、憲法理念の実現を阻害する危険性があります。

上記（２）は、『週刊女性』2023年1月31日号、
「改憲・改憲ウオッチ19」で紹介
上記（３）は、「改憲・改憲ウオッチ21」で紹介。
自衛隊那覇基地の病床増加、地下化（防衛力整備計画28頁等）、→南西諸島での負傷者が増加し、沖縄本島が攻撃されることを想定。

・飯島担当部分では「国家安全保障戦略」1～ 17頁での項目を中心にその問題点を紹介。

【３】概要（「国家安全保障戦略」１～17頁）

Ⅰ　策定の趣旨
Ⅱ　我が国の国益
Ⅲ　我が国の安全保障に関する基本的な原則
Ⅳ　現在の我が国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題
Ⅴ　我が国の安全保障上の目標
Ⅵ　我が国が優先する戦略的なアプローチ
Ⅶ　我が国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤
Ⅷ　本戦略の期間・評価・修正
Ⅸ　結語

Ⅰ　策定の趣旨

・パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化に伴い、国際秩序は重大な挑戦に晒されている。 同時に、気候変動など地球規模課題等での協力も必要。国際関係において対立と協力の様相が複雑 に絡み合う時代。

・ 我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面。我が国周辺では軍備増強が急速に進展。力に よる一方的な現状変更の圧力が強まっている。

・サイバー攻撃、偽情報拡散等が平素から生起。有事と平時の境目はますます曖昧に。安全保障の対象 は、経済等にまで拡大。軍事と非軍事の分野の境目も曖昧に。

・対立と協力が複雑に絡み合う国際関係全体を俯瞰し、外交力・防衛力・経済力を含む、総合的な国力を 最大限に活用し、国益を守る。本戦略は国家安全保障の最上位の政策文書。

・本戦略に基づく戦略的な指針と施策は、戦後の安全保障政策を実践面から大きく転換

Ⅱ　国益

1　我が国の主権と独立を維持し、領域を保全し、国民の生命・身体・財産の安全の保障。

- 我が国の豊かな文化と伝統を継承しつつ、自由と民主主義を基調とする我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うする。
- 我が国と我が国民は、世界で尊敬され、好意的に受け入れられる国家・国民であり続ける。

2　経済成長を通じて我が国と国民の更なる繁栄の実現。

- 開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化し、我が国と他国が共存共栄できる国際的な環境の実現。

3　自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値や国際法に基づく国際秩序の維持・擁護。特にインド太平洋地域で。

Ⅲ　我が国の安全保障に関する基本的な原則

１ 国際協調を旨とする積極的平和主義の維持

２自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を維持・擁護する形で、安全保障政策を遂行。

３平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならず、非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない。

４日米同盟

５我が国と他国との共存共栄、同士国との連携、多国間の協力

Ⅳ　我が国を取り巻く安全保障環境、我が国の安全保障上の課題

１　グローバルな安全保障環境と課題

（３）現在の国際的な安全保障環境の複雑さ、厳しさを表す顕著な例

ア　力による一方的な現状変更及びその試み

イ　サイバー攻撃の脅威

- 重要インフラの機能停止や破壊、他国への選挙への干渉、身代金の要求
- 武力攻撃の前から偽情報の拡散を通じた情報戦
- 安全保障対象が経済分野にまで拡大

ウ　（サプライチェーンの脆弱性、重要インフラへの脅威への増大、先端技術をめぐる主導権争い等）

エ　本来、相互互恵的であるべき国際貿易、経済協力の分野での経済的威圧、自国勢力拡大を図る。

オ　他国の民間企業や大学等が開発した先端技術に関する情報を不法に摂取した上での自国の軍事目標に活用

カ　気候変動、自由貿易、軍備管理・軍縮・不拡散、テロ、感染症対策を含む国際保健、食糧、エネルギー等の国際社会共通の課題に国際社会が団結しづらくなっている。

２　インド太平洋地域における安全保障環境と課題

（１）インド太平洋地域における安全保障の概要
（２）中国の安全保障の動向
（３）北朝鮮の安全保障の動向
（４）ロシアの安全保障の動向

Ⅴ　我が国の安全保障上の目標

- 「以上のような我が国の安全保障上の課題が存在する中で、我が国が国益を確保できるようにするための我が国の安全保障上の目的を以下に示す。この目標は、上記Ⅲで示した我が国の安全保障に関する基本的な原則を踏まえたものである」（10頁）。

１　我が国の主権と独立を維持し、我が国の国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続け、我が国の領域、国民の生命・身体・財産を守る。

そのために「抑止力」。万が一、我が国に脅威が及び場合も被害を最小化させつつ有利な形で終結。

２　安全保障政策の遂行を通じて、我が国の経済が成長できる国際環境を主体的に確保。

３　国際社会の主体的なアクターとして、同盟国・同士国等と連携し、国際関係における新たな均衡を、特にインド太平洋地域を通じて実現する。

４　国際経済や、気候変動、感染症等の地域規模課題への対応、国際的なルールの形成等の分野において、多国間の協力を進め、国際社会が共存共栄できる環境の実現。

Ⅵ　我が国が優先する戦略的なアプローチ

１　我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主な要素

（１）外交力
（２）防衛力
（３）経済力
（４）技術力
（５）情報力

２　戦略的なアプローチとそれを構成する主な要素

（１）危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創設し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開

ア　日米同盟の強化

イ　自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同士国との連携の強化

ウ　我が国周辺・地域との外交、領土問題を含む諸懸念の解決に向けた取組の強化
エ　軍縮・軍拡・不拡散
オ　国際テロ対策
カ　気候変動対策
キ　ODAを始めとする国際協力の戦略的な活用
ク　人的交流等の促進

【４】考察

（１）世界中での武力行使を容認する安保3文書は「武力の行使」「戦争」を禁ずる9条違反。

「国際協調を旨とする積極的平和主義の下での安保法制の制定等により、安全保障上の事態に切れ目なく対応できる枠組みを整えた」（国家安全保障戦略4頁）。

・ここでいう「積極的平和主義」とは「平和学」でいう「直接的暴力」（戦争・武力行使等）であり排除されるべきもの。

②「安保法制」

・2016年、安保法制に基づく「駆け付け警護（ＰＫＯ協力法３条５号ラ）」「宿営地の共同防護」（ＰＫＯ協力法２５条７項）任務を付与された自衛隊が南スーダンに派遣。

・南スーダンでの自衛隊の武力行使が「日本の平和」に関係するか？

・「国家安全保障戦略」では安保法制が維持。

・「安保法制」は政府の判断で世界中での自衛隊の武力行使を可能にする法律で、「武力の行使」「戦争」を禁止した憲法9条違反。

・「力による一方的な現状変更及びその試み」「サイバー攻撃の脅威」への対抗というのであれば、「武力による対抗」はますます非現実的。

・2022年段階、ロシアは世界最大の核保有国。広島型原爆の2000倍の威力を持つICBM「サルマト」が実戦配備。

・中国や共和国も核保有国。

こうした国々と武力で対峙しようという発想が「戦争」の恐ろしさを知らない発想。

（２）敵基地攻撃能力の保有について「戦力」とは

- 「潜在的能力説」：戦争遂行のための手段として役立つ一切の能力を「戦力」と解する見解。
- 「超警察力説」：「憲法9条の戦力は、戦争を遂行する目的と機能をもつ・多少とも組織的な武力または軍事力（軍隊）を意味する」という見解。憲法学界の通説
- 「自衛のための必要最小限度の実力説」：

　「自衛のための必要最小限度の実力を超えるもの」が憲法で禁じられた戦力（歴代政府見解）

- 「敵基地攻撃能力の保有」は歴代政府見解に照らしても保有を禁じられた「戦力」

「専守防衛」との関係

「専守防衛」とは、「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限度にとどめ、また、保有する防衛力も自衛のための必要最小限度のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢」（『日本の防衛』）。

・「専守防衛に徹し」とあるが、「敵基地攻撃能力の保有」は、日本が先に外国領域を攻撃するのを認めるものであり、「専守防衛」の逸脱。

・「他国に脅威を与えるような軍事大国とならず」というが、GDP比2%以上の軍事費を費やす国になればアメリカ、中国に次いで世界第3位の軍事費大国。

・ロシア、中国、共和国は安保3文書を「軍国主義」と批判、「対抗措置をとる」旨の発言・他国に脅威を与え、軍拡や共同軍事訓練の口実に。

（３）「国家安全保障戦略」での「外交」

①他国との信頼醸成を目指す外交でなく「軍事力」を背景にした外交。

・「我が国に望ましい安全保障環境を能動的に創出するための力強い外交を展開する。そして、自分の国は自分で守り抜ける防衛力を持つことは、そのような外交の地歩を固めるものである」（国家安全保障戦略4頁）。

「抜本的に強化される防衛力は、我が国に望ましい安全保障環境を能動的に創出するための外交の地歩を固めるものとなる」　（国家安全保障戦略11頁）。

・「自由で開かれたアジア太平洋」（FOIP）

「自由で開かれたインド太平洋（以下「FOIP」という。）というビジョンの下、同盟国・同士国等と連携し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を実現し、地域の平和と安定を確保していくことは、我が国の安全保障にとって死活的に重要である」（国家安全保障戦略8頁）。

「自由で開かれたインド太平洋」の実態（１）

JASDF 航空自衛隊　　報道発表資料

（お知らせ）

令和５年１月２７日
航空幕僚監部

コープ・ノース２３における日米豪共同訓練の実施について

航空自衛隊は、下記のとおり、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に資するため、コープ・ノース２３における日米豪共同訓練を実施します。

記

１　目的
日米豪の共同訓練を実施し、実戦的訓練環境の下、部隊の戦術技量、日米共同対処能力及び参加国間の相互運用性の向上を図る。また、日米豪の３カ国にフランス及びカナダも加えて人道支援・災害救援活動に係る共同訓練を実施し、部隊の能力及び参加国間の連携要領の向上を図る。

２　期間
令和５年１月２３日（月）～同年３月４日（土）
（訓練期間：令和５年２月８日（水）～同年２月２４日（金））

「自由で開かれたインド太平洋」の実態（２）

３　実施場所
（１）アメリカ合衆国グアム島
（２）アメリカ合衆国北マリアナ諸島
（３）前２号に規定する場所の周辺空域
（４）パラオ共和国ロマン・トメトゥチェル国際空港
（５）海上自衛隊硫黄島航空基地

４　主要参加部隊等
第８航空団（築城）、第９航空団（那覇）、航空戦術教導団（百里等）、航空救難団（入間等）、警戒航空団（浜松）、第１輸送航空隊（小牧）、第２輸送航空隊（入間）、第３輸送航空隊（美保）、航空保安管制群（府中）、航空気象群（府中）及び航空機動衛生隊（小牧）
Ｆ－１５Ｊ／ＤＪ×６機、Ｆ－２Ａ／Ｂ×６機、ＵＨ－６０Ｊ×１機、Ｅ－７６７×１機、Ｋ／Ｃ－１３０Ｈ×２機及びＫＣ－７６７×１機（人員約５００名）

５　主要訓練項目
防空戦闘訓練、戦術攻撃訓練、空対地爆撃訓練、捜索救難訓練、戦術空輸訓練、物料投下訓練、即応機動訓練、警備訓練、滑走路被害復旧訓練及び航空医療搬送訓練

- 「コープ・ノース２２」では主要訓練として挙げられていなかった「滑走路被害復旧訓練及び航空医療搬送訓練」が「コープ・ノース２３」では明記。
- 「滑走路被害復旧訓練及び航空医療搬送訓練」が明記されたことじたい、日本の空港が攻撃されること、戦闘で負傷者が出るのを想定しはじめた。

・来年度予算では与那国駐屯地、那覇駐屯地、健軍駐屯地（熊本）、築城基地（福岡）、新田原基地（宮崎）などの司令部の地下化

→これらの基地が攻撃対象になることを想定

③抑止力

- 「自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要」（「国家防衛戦略」5頁）。
- 敵基地攻撃能力の保有や大軍拡が「抑止力」になるか

・朝鮮民主主義人民共和国

・『産経新聞』２０２２年１２月２０日付

「安保３文書」を「日本の新たな侵略路線の公式化」と批判。

・ その上で、「どれほど憂慮し、不快に思っているかを実際の行動でしめしていく」と述べ、強力な対抗措置を取る姿勢。

ロシア

- 『産経新聞』2023年１月３日付〔電子版〕
- 岸田政権が平和的発展の道を放棄して軍事化の方向に移行しつつあると指摘し、「ロシアやアジア太平洋地域への深刻な脅威だ」と発言。
- そしてこの方針が継続されれば「ロシアへの軍事的脅威を食い止めるため適切な対抗措置を取らざるを得ないとも警告した」。
-

2022年8月、なぜ中国はミサイル発射をしたか

- 『共同通信』２０２２年８月１１日付
- 中国人民解放軍が２０２２年８月４日から台湾周辺で始めた大規模軍事演習で、習近平国家主席が日本の排他的経済水域（ＥＥＺ）に弾道ミサイルを落下させる決断を自ら下した。
- 日中国交正常化５０周年であることから、日本のＥＥＺに演習エリアに含めない案もあった。
- ところが台湾有事の際に日本が介入しないように強くけん制するため、習近平は日本のＥＥＺに弾道ミサイルを落下させる決断。
- 軍事的対応はかえって攻撃を呼び込む危険性！

- 「戦争は外交の失敗と定義されている。攻めてきたらどうするんだという人がいるが攻められないようにするのが日々の外交の力。それを怠っておいて軍備増強するのは本末転倒ですね」（音楽家である坂本龍一さん）

・「戦争をしないことが住民を守る一番の政治的手段」（2022年12月14日沖縄県議会での沖縄の玉木デニー知事答弁）。

平和外交を求めるとりくみこそ重要

- 「日米同盟」などと当然のように言われるが、「軍事同盟」は日本国憲法の平和主義からは認められない。

・「我が国と他国との共存共栄、同士国との連携、多国間の協力」というがオーストラリア、イギリス、フランスなどの国々との軍事的国際取極、共同訓練も憲法の平和主義からは認められない。

芦部信喜・高橋和之補訂『憲法第7版』（岩波書店、2020年）56頁。

「日本国憲法の平和主義は、単に自国の安全を他国に守ってもらうという消極的なものではない。それは、平和構想を提示したり、国際的な紛争・対立の緩和に向けて提言を行ったりして、平和を実現するために積極的行動をとるべきことを要請している。すなわち、そういう積極的な行動をとることの中に日本国民の平和と安全の保障がある、という確信を基礎にしている」。

（４）武器輸出

・「軍備管理・軍縮・不拡散の取組を一層強化する」（「国家安全保障戦略」15頁）というが、
「防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する」（「国家安全保障戦略」20頁）等、
・武器の輸出が国際紛争の一因である以上、武器輸出をやめることが平和主義を基本原理とする日本国憲法下での外交であるべき。

ODA（政府開発援助）

・ODA（政府開発援助）の指針となる「開発協力大綱」では「軍事利用及び国際紛争助長の回避」（いわゆる「非軍事原則」）。

・武器や軍事インフラの供与には歯止め。

「我が国の安全保障に関する最上位の政策文書となる国家安全保障戦略を定める。 本戦略は、外交、防衛、経済安全保障、技術、サイバー、海洋、宇宙、情報、 政府開発援助（ＯＤＡ）、エネルギー等の我が国の安全保障に関連する分野 の諸政策に戦略的な指針を与えるものである」（4頁）。

・「開発協力大綱」（2015年）で非軍事目的の他国軍支援は可能に。

- 2021年4月、自衛隊の人命救助システムをフィリピン軍に政府開発援助（ＯＤＡ）で供与を開始。
- ＯＤＡの基本方針を定めた自衛隊の運用装備をＯＤＡで供与する初の事例。

・2021年2月に軍がクー デターを起こし、多くの市民を殺害・弾圧しているビルマに日本がODA支援、 国軍の資金源になっている可能性。

ODAを軍事支援に使うことは憲法の平和主義から正当化できない。

（５）「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」（憲法前文）とは相容れない独善的主張が満載、「国際協調主義」からは正当化困難。

①「唯一の戦争被爆国として、「核のない世界」の実現に向けた国際的なとりくみを主導する」（15頁）というが、実際に何をした？

核兵器をめぐる国連での対応
1960年代から80年代中頃まで

- 1961年　国連総会の核兵器使用禁止宣言→日本○（賛成）
- 1963年　核兵器使用禁止条約会議開催決議→日本△（棄権）
- 1978年　核兵器不配備決議→日本×（反対）
- 1980年　核兵器の不使用・核戦争の防止決議→日本×
- 1981年　核の惨状防止宣言と中性子兵器禁止決議→日本×
- 1982年　核軍備の凍結決議→日本×
- 1983年　核戦争非難決議→日本×
- 1984年　非核兵器国の安全強化条約決議→日本×
-

なぜ「唯一の戦争ヒバク国」がこうした態度？

1985 年11月27日外交・総合安全保障特別委員会で西堀正弘前国際連合日本政府代表部特命全権大使

- 「日米関係というものが日本にとって有しているところの圧倒的重要性ということを考えますと，現実外交の場におきまして心ならずもそのときどきの状況によりまして投票態度が必ずしも一致しない，ないしは本当に純粋に考えた場合に日本はこうあるべきであるという投票態度をとりがたい実情があるということだけ申し上げたい」。

②気候変動　「脱炭素後進国」

- 2022年11月、日本はCOP27（第27回国連気候変動枠組条約締約国会議）で3年連続で「化石賞」受賞。

・「化石賞」：環境NGO「Climate Action Network（CAN）」が、気候変動対策に対して足を引っ張った国に与える賞。

・日本が化石燃料に対する世界最大の公的資金の拠出国。

・岸田首相のCOP27欠席も受賞理由の一つ

③近隣諸国との関係

・韓国

「1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好関係の基盤に基づき日韓関係を発展させていくべく、韓国側と密接に意思疎通を図っていく。二国間の諸懸念については、我が国の一貫した立場に基づいてしかるべく対応していく」（14頁）

「日本軍性奴隷」や「徴用工問題」問題に対して謝罪や賠償をせずに日本の立場を貫徹しようとする姿勢。

・中露共同演習等について

- 「近年は、我が国周辺での中露両国の艦艇による共同航行や爆撃機による共同飛行等の共同演習・訓練を継続的に実施するなど、軍事面での連携が強化されている」（10頁）。

・日本に問題視する資格があるのか？

・最近、さらに日米共同合同訓練が増加。

たとえばキーン・ソード23（2022年11月10日～19日）

- 日米から約3万6000人、艦艇約30隻、航空機370機等が参加する、最大規模の軍事演習。
- 今まで以上の実践的な軍事訓練。
- 三沢基地や市ヶ谷、府中、長崎県津多羅島でも実施されているが、鹿児島徳之島と与那国島で行われた軍事訓練の概要を紹介。

徳之島

- 　11月17日
- 花徳海岸沖にはアメリカ軍の揚陸艦と自衛隊の輸送艦が展開。
- 2隻から出てきた陸上自衛隊の水陸両用強襲車「AAV7」　（右写真）14両や偵察用のゴムボートに乗った、200人以上の隊員が周囲を警戒しながら浜に上陸。

11月18日

- 普天間基地のオスプレイ（右写真は横田基地のCV22）が伊仙町のグランドに着陸する訓練

・日米のオスプレイが南西諸島で共同で訓練するのは初めて

与那国島
・MCVの公道走行（キーン・ソード23）

- 2022年11月17日

C2輸送機から16式機動戦闘車（Mobile Combat Vehicle、MCV）が降車。

公道を走る16式機動戦闘車

- 「タイヤで走る戦車」とも。
- 74式戦車に匹敵する砲力。
- 時速100kmで走行可能。

④人的交流　難民、技能実習生

- 「人的交流等の促進」も明記（「国家安全保障戦略」16～17頁）。
- ウイシュマさんの死亡事件に代表される入管の非人道的行為、暴力、パワハラやセクハラ、低賃金や残業代未払いなど、人権問題満載の「技能実習生」への非人道的状況に本格的対応をしない日本政府、「自由」「基本的人権の尊重」「法の支配」を実践してきたというのか？

【５】憲法的価値についても独善的自己評価

（１）「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配」と言うが、日本の政治がこうした価値を体現してきたか？

・「自由」「基本的人権の尊重」と言うが、日本学術会議任命拒否、改正日本学術会議法案等の動きなど、「学問の自由」（憲法23条）の侵害。

・「民主主義」というが、安保法制、原発再稼働、安倍元総理国葬、辺野古新基地建設、軍事費大増額のための増税など、民主主義を実践してきたか？

「他国の民間企業や大学等が開発した先端技術に関する情報を不法に摂取した上での自国の軍事目標に活用」というが、

・日本では十分な研究環境が整備されていないため、海外での研究を余儀なくされるという実態に目を閉ざしている。

・学問を「自国の軍事目標に活用」というのはまさに岸田自公政権が実施する政策であり、「経済安保法」制定はその最たるもの。

（３）憲法改正手続法について

- 「他国への選挙干渉」。重大な課題。
- 2016年、ケンブリッジ・アナリティカ社はアメリカ大統領選挙やイギリスのEU離脱の国民投票に介入し、選挙結果に影響を与えた可能性。
- ロシアのプーチン大統領も2016年のアメリカ大統領選挙に介入。

・国政選挙や刻印投票が外国政府や外国の団体の影響を受ける事態は「国民主権」からは問題。

・こうした主張をするのであれば、附則4条に基づく「憲法改正国民投票法」改正は必須であり、外国政府や団体の影響を受けない環境整備が必須。

【５】おわりに

①科学技術が発達した現在、「戦争」「武力の行使」は国民・市民を守る手段とはならない。

②それどころか「人類の存続」すら危ぶまれる。

そこで日本国憲法は、

・「武力による威嚇」「武力の行使」「戦争」を永久に放棄。

・国際社会での紛争防止のための積極的行動を要請。

・安保3文書は日本とアメリカ等の国との軍事同盟、「自由で開かれたインド太平洋」のような軍事的思考に基づく外交で「国際協調主義」から正当化できず、

「敵基地攻撃能力の保有」等、世界中での自衛隊の武力行使を実際に可能にする政策は憲法9条違反。

・「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」（憲法12条）。

・安保3文書の撤回、阻止のため行動が市民には求められる。